

2025年7月



葵総合経営センターだより

特 集

令和7年度税制改正

～令和8年以後に影響がある改正～

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



いずメンタルクリニック 宍戸あけ美様 ご提供 「戸隠 鏡池」

目次

- | | | | |
|---|---------------------|---|---------|
| 2 | ありがとう、ミスター・プロ野球！ | 6 | 医療法人の分割 |
| 3 | 「お局さん問題」はなぜ繰り返されるのか | 7 | 拘禁刑 |
| 4 | 令和7年度税制改正 | 8 | ご案内 |

ありがとう、ミスター・プロ野球！

センター代表 杉浦 康晴

先日、元プロ野球選手・監督の長嶋茂雄さんの訃報に触れ、時代がひとつ静かに幕を下ろしたような感覚を覚えました。私自身、子どものころから「ミスター・ジャイアンツ」と呼ばれるその存在に、特別なオーラを感じていた一人です。野球に詳しくない方でも

「長嶋茂雄」という名前を知らない人はほとんどいないでしょう。それほどまでに、日本人の記憶に深く刻まれた人物でした。

長嶋さんがプロ入りしたのは1958年、巨人軍に入団し、1年目にして新人王、本塁打王を獲得。プレースタイルは、まさに

“華”そのもの。どんな場面でもドラマが生まれるような、見ている人をワクワクさせる不思議な魅力がありました。ホームランを打っても、空振りしても拍手が起こる。凡打の中にも美しさがありました。見ている人に夢を与える、稀有な選手だったと思います。

天才肌でありながら、人間味にもあふれていました。その一つが、実況泣かせの「説明しづらい動き」。三塁ベースを蹴り損ねて戻ったり、タイミングを外されたスイングがヒットになったり。本人も「理屈で野球はやらない」と語っていましたが、その言葉通りのプレーを何度も見せてくれました。

監督としても、選手時代のような感覚は健在でした。明るく、選手の個性を引き出し、ときに予想のつかない采配で魅せてくれ、

「勝ち負けだけでは語れない魅力」がそこにはありました。

私たちは日々、数字や論理に囲まれて仕事をしています。効率や正確さが求められる世界ですが、長嶋さんの姿は「理屈では説明できない力」の存在を思い出させてくれます。人の心を動かすのは、論理だけでなく“熱”なのだと。

長嶋さんの人生は、決して順風満帆ではありませんでした。病に倒れた後も懸命にリハビリを続け、2004年アテネ五輪での姿には胸を打たれました。不自由な体で懸命に手を振る姿は、多くの人に勇気を与えてくれました。あの瞬間をテレビで観て、涙をこらえきれなかった方も多かったのではないのでしょうか。

「努力は必ず報われるとは限らないが、報われている人はみな努力している」長嶋さんのこの言葉は、今も胸に響きます。成功するかどうかは運もありますが、情熱を持ってやり続けることの大切さを、彼は教えてくれました。

私たちの仕事も、すぐに成果が見えないことや地味な作業の連続かもしれません。それでも、誰かの未来につながる仕事だと信じて、日々の努力を重ねていく。その積み重ねの中に、意味があるのだと思います。

長嶋茂雄さんのご冥福を心からお祈り申し上げます。

「お局さん問題」はなぜ繰り返されるのか ー承認欲求と模倣欲望の罠ー

葵経営コンサルティング 中島 和人

職場で見られる「ベテランスタッフが独自のルールを作り、改革が進みにくい」という現象、いわゆる「お局さん問題」。多くの場合、この問題は特定の人物の性格や立場の強さとして片付けられがちです。けれども、少し視点を変えてみると、そこには別の側面が見えてきます。それは、組織の中に静かに広がる無意識の力学、とりわけ「お局さんにどう思われるか」を気にしすぎるあまりに起こる、模倣の連鎖という現象です。

思想家ルネ・ジラールは「模倣的欲望」という概念を提唱しています。人間の欲望は他者の欲望を模倣することで生まれるとの考えで、職場に当てはめると、小規模で密に関わる組織では、特定の人物が「暗黙の正解」として扱われ、その価値観や行動が模倣されやすいという考えです。特に女性中心で小規模な診療所のような職場では、調和や関係維持が重視されがちであり、経験豊富なスタッフの言動が無意識に模倣されやすい状況ではないでしょうか。

承認欲求を軸にした心理的葛藤も、この力学の一端を成しています。小さな組織での権威の再生産を通じて強まり、限られたロールモデルへの嫌悪と憧れが入り混じる中、表面的には反発しつつも「気に入られたい」という感情が芽生え、自己抑制と心理的負荷が積み重なります。これにより序列意識や立場意識が組織内で強化され、互いの関係性が過剰に意識される結果、緊張が高まり関係が歪み、結果として、新しい価値観や変化を受け入れ難い硬直的な文化が形成される。といった見方はできないでしょうか。

では、この状況から、どう改善の糸口を見出せば良いのでしょうか。ヒントとなるのは、内的媒介

(=身近な存在への模倣の連鎖)を、外的媒介(=手の届かない大きな目標への共通の志向)に切り替えるというアプローチです。これは、先のジラルールの理論に基づいており、たとえば「外的媒介」とは、ピカソに憧れる若手画家のように、直接的な競争や嫉妬が生まれにくい関係のことを指します。これを職場に置き換えるなら、「お局さんへの模倣を、もっと高い理想や目標、つまりビジョンに向けていくことが解決策の一つです。ここでいうビジョンとは、単なるスローガンではなく、「この組織は何を目指し、何のために存在し、社会や患者にどんな価値を提供するのか」という共通の方向性や意義を示す旗のようなものです。そして、その意義を一人ひとりが自分ごととして受け止めたとき、目先の競争や承認欲求にとらわれず、組織全体の目的に意識を向ける力が育っていくのではないのでしょうか。

残念ながら目の前のお局様対策としては、即効性のある解決策ではありません。ただ、関係性の中で無意識に繰り返される力の構造や価値観の偏りを根本から変えるには、「私たちは何を目指しているのか」「どんな組織でありたいのか」という問いに立ち返り、それを軸に組織の方向性を再定義することは有効だと考えます。

以上、個人の資質ではなく、組織内の関係性や構造に着目した解決策の検討を行いました。最終的な答えに直結するかは断言できませんが、解決へのアプローチを変えることで、従来気づけなかった可能性や新しい方法論の糸口が見えてくるかもしれません。その点に、この考察の意義を感じていただければ幸いです。

参考:欲望の見つけ方: お金・恋愛・キャリア ルーク・バーجز

令和7年度税制改正～令和8年以後に影響がある改正～

葵総合税理士法人 秋山 達也

I 生命保険料控除制度の拡充

生命保険料控除とは、納税者が生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受ける事ができる制度です。

所得税法上の生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には令和8年分における生命保険料控除額が現行4万円の適用限度額に対して2万円上乗せ措置が設けられ6万円が限度額となります。

ただし、一般保険料控除、介護医療保険料控除、及び個人年金保険料控除の合計適用限度額に関しては、現行の12万円のまま変更されません。

※令和8年分の1年限りの時限措置です。

計算式

年間の新生命保険料	控除額(現行)	控除額（令和8年分）
30,000円以下	新生命保険料の全額	新生命保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	新生命保険料×1/2+10,000 円	新生命保険料×1/2+15,000 円
60,000 円超120,000 円以下	新生命保険料×1/4+20,000 円	新生命保険料×1/4+30,000 円
120,000 円超	一律 40,000 円	一律 60,000 円

II 電子取引データの保存制度の見直し

電子取引によって授受した電子取引データについて削除・改ざんなどにより売り上げ除外や経費の水増しが行なわれた場合や、架空取引など保存された取引データの内容が事業実態を表していない場合などの隠蔽・偽装行為に係る申告漏れ等に対しては重加算税が10%加重

国税庁長官が定める基準に適合する特定電子計算機処理システムを使用した上で、従来の保存要件に加え、新設される要件を満たして電子取引データの送受信・保存を行っている場合には、そのデータに関連する隠蔽・偽装行為について重加算税の10%加重の適用対象から除外

従来要件

1. 改ざん防止措置

- ・タイムスタンプが付与されたデータを受領・受領したデータにタイムスタンプを付与
- ・訂正、削除の履歴が残るシステム等で授受、保存
- ・改ざん防止のための事務処理規定を策定、運用、備付け

2. 見読可能装置の備付け

保存データを確認するためのディスプレイやプリンタ等を備え付けること

3. 検索機能の確保

「日付・金額・取引先」の3つの要素で検索できることに加え、次のいずれかの措置をとること。

- ・日付又は金額での範囲指定検索、2つの要素を組み合わせた検索が出来る事
- ・税務調査等の際に電子取引データのダウンロードの求めに応じる事が出来る事

※基準期間(2期前)の売上高が5,000万円以下の方等は電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしていれば検索要件を満たす必要はありません。

4. システム概要書の備付け (自社開発システムを使用する場合に限ります)

新設要件

1. 改ざん防止の確保

データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行うこと

2. 記帳の適正確保

電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと (又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと)

3. 電子取引データと電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと

65万円の青色申告特別控除の見直し

電子取引データの保存制度の見直しに伴い、65万円の青色申告特別控除についても見直しが行われ、適用要件に「国税庁長官が定める基準に適合する特定電子計算機処理システムを使用し従来の保存要件に加え、新設される要件を満たして電子取引データの送受信・保存」を満たす必要があります。

65万円青色申告特別控除とは、事業所得や不動産所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告をしている者で、正規の簿記の原則に加え、e-Taxによる申告、又は優良な電子帳簿の保存をしている場合には、事業所得等の金額から最高で65万円を差し引くことができます。

詳細については、担当者にお問い合わせください。

参考資料

令和7年度版改正税法の手引き

週刊 税務通信 No3850

財務省税制改正大綱 (https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/20241227taikou.pdf)

医療法人の分割

杉浦行政書士事務所 加藤 紀男

組織再編の方法として「会社分割」という言葉を聞いたことはあると思いますが、平成27年に医療法及び法人税法等が改正され、医療法人が分割を行うことができる制度が設けられました。

1. 分割の意義

「分割」とは、法定の手続によって行われる医療法人相互間の契約であり、当事者たる医療法人が事業に関して有する権利義務の一部が他の存続する医療法人又は新設する医療法人に移転する効果を持つものです。ただし、分割法人が事業を全部分割してしまい、分割法人に事業が残らない分割は認められません。

2. 分割の種類

(1) 吸収分割

吸収分割は、医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の医療法人（以下「吸収分割承継医療法人」という。）に承継させるものです。

(2) 新設分割

新設分割は、1又は2以上の医療法人がする分割であって、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割に伴い新設する医療法人（以下「新設分割設立医療法人」という。）に承継させるものです。

3. 分割の要件

(1) 社団たる医療法人

吸収分割契約又は新設分割計画について、当該医療法人の総社員の同意を得なければなりません。

(2) 財団たる医療法人

寄附行為に吸収分割又は新設分割することができる旨の定めがある場合に限り、吸収分割又は新設分割することができ、吸収分割契約又は新設分割計画について理事の3分の2以上の同意を得なければなりません。ただし、寄附行為に別段の定めがある場合にはこの限りではありません。

(3) 吸収分割承継医療法人又は新設分割設立医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けなければ、その効力は生じません。

なお、社会医療法人、特定医療法人、持分の定めのある医療法人及び医療法第42条の3第1項の規定による実施計画の認定を受けた医療法人は、分割制度の対象となりません。

（参考：大阪府ホームページ、厚生労働省ホームページ、「医療法人の法務と税務」）

拘禁刑

弁護士 長谷川 留美子

令和7年6月から、これまでの刑罰の種類である、懲役と禁固が一元化され、「拘禁刑」になりました。

そもそも、懲役と禁固は、いずれも受刑者を刑事施設に拘置してその自由をはく奪する刑罰（自由刑といいます。）ですが、懲役は刑務作業を課すもの、禁固は刑務作業を課さないもの、という違いがありました。ただ、禁固も、受刑者が刑務作業を行いたいと申し出た場合に刑事施設長はこれを許すことができ、禁固受刑者のかなりの割合が作業に従事しているようです。そのため、懲役と禁固を分ける実益は乏しいのではないかという意見もあったようです。

一方、受刑者の高齢化によって、体力や認知機能が衰えて刑務作業をするのが難しい受刑者が増えたそうです。

また、若年者にとっては（もちろんそれ以外の受刑者にとっても）、再犯防止のために犯罪者処遇を充実させることが必要です。

そこで、懲役と禁固を新たな自由刑である「拘禁刑」に一元化し、拘禁刑においては、刑事施設に拘置して、改善更生を図るため、必要な作業を行わせたり、又は必要な指導を行ったりすることができるものとししました。法務省のホームページによれば、そのポイントは、

①受刑者の必要性に応じた作業の実施

作業の実施が前提ではなくなり、改善更生等の必要性に応じて実施を検討することが可

能に。

②作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇

作業や指導等の実施時期や割合、組合せ等を重視し、個々の特性に応じたきめ細かな矯正処遇等を展開。

③作業を含む受刑生活への動機付けの強化

一方的に矯正処遇等を課すのではなく、受刑者自身にその重要性を十分に理解させ、効果的に改善更生等を図る。

とのことです。

まず受刑者の特性を把握するためのアセスメントを行い、24個の矯正処遇過程を新たに作ってその一つを指定し、その過程を中心に処遇を実施していくとのことです。例えば、開放的施設での処遇等の実施が可能と見込まれる者などは開放的処遇過程を、薬物の自己使用歴がある者のうち、薬物依存からの回復に向けた矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる者は依存症回復処遇課程を、おおむね70歳以上の者で、認知症、身体障害等により自立した生活を営むことが困難な者は高齢福祉課程を、などと指定するようです。24個の矯正処遇過程には、農業ビジネスコース、ものづくり人材養成クラス、教科指導集中処遇コースなどもあるようです。

新たな拘禁刑が功を奏して犯罪者が更生し、再犯が少なくなることを期待します。

7月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付
 ◇納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月）の納付
 ◇住民税特別徴収額の納付
 ◇社会保険の報酬月額算定基礎届
 ◇労働保険概算・確定保険料の申告及び納付（第1期）
- 31日◇令和7年5月決算法人の確定申告、11月決算法人の中間申告、8月・11月・2月決算法人の消費税中間申告（400万円超）
 ◇令和7年5月決算法人の事業所税申告及び納付
 ◇所得税予定納税額第1期分の納付
 ◇固定資産税及び都市計画税第2期分の納付



8月の税務・労務

- 12日◇源泉所得税の納付
 ◇住民税特別徴収額の納付
- 9月1日◇令和7年6月決算法人の確定申告、12月決算法人の中間申告、9月・12月・3月決算法人の消費税中間申告（400万円超）
 ◇令和7年6月決算法人の事業所税申告及び納付
 ◇個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告及び納付
 ◇個人事業税第1期分の納付
 ◇個人住民税第1期分の納付
 ◇健康保険・厚生年金保険被保険者賞与等支払届



ご案内

●康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和7年 7月 16日(水)
 令和7年 8月 20日(水)
 令和7年 9月 19日(金)
 弁護士 長谷川 留美子

●センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

令和7年 7月 16日(水)

◎休日のお知らせ

R7年 7 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

8 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

各種お申し込み、お問い合わせは

葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで

編集

葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

秋山達也 長谷川直明 早川毅
 加藤紀男 都築玲香

最近健康に留意するようになり、事務所から帰る時にはなるべく歩いてから地下鉄に乗るように心掛けています。

帰る時間帯なので辺りは暗くなっているわけですが、割と人通りもあり危険を感じたことはありません。女性の一人歩きも多く見受けられるし、治安の良さは世界に誇れるものだと思います。いつまでもこの状態が続けばいいなと切に願っています。

早川 毅